

ひとり暮らし高齢者等見守り協議会 活動内容について

【目的】

高齢者が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、活動する団体相互の連携及び協力体制を築くことを目的とする。

【構成機関等】

- 高齢者の見守りに関わる団体
(※5人以上の現に活動する構成員により、高齢者の見守り活動を実施している団体で、高齢者見守り基本理念に賛同し、協議会に登録したもの)
- 警察、消防及び医療機関等の関係者

【活動内容】

- 構成機関等相互の見守り活動に関する連絡調整に関すること
- その他協議会の目的達成のため必要な事項に関すること
例) • 高齢者見守りに関する情報があった場合、メール等で周知する仕組みづくり
 - 団体間での情報共有・連携の仕組みづくり(見守りマニュアル作成)
 - 年1回程度、団体間の情報交換を目的に全体会開催

【その他】

ひとり暮らし高齢者等見守り協議会は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会を兼ねる。

※消費者安全確保地域協議会・・・高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行うもの。消費者安全法において、地域協議会内の構成員間で、見守りの対象者に関する個人情報を提供できることが規定されている。